

しょうがい ひと ふ とう さ べつ てき とり あつか う ごう り てき はい りょ てい きょう
障害のある人は、不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供して
もらえなかったなど、困ったことがあったら、最寄りの市町村の障害福祉担当
ぶ しょ そう だん ち いき み ちか そう だん まど ぐち そう だん
部署や相談センターなど、地域の身近な相談窓口にご相談してください。



障害者差別解消法^(注)により、障害のある方への「合理的配慮」などが求められています！！

(注) 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、平成28年4月1日からスタートしています。

※このリーフレットは、知的障害のある方などから御意見をいただきながらつくられたものです。



「共生社会」の実現のために

障害のあるなしにかかわらず、すべての命は同じように大切であり、かけがえのないものです。

ひとりひとりの命の重さは、障害のあるなしによって、少しも変わることはありません。

このような「当たり前」の価値観を、改めて、社会全体で共有していくことが何よりも大切です。

こうした取組の一步一步の積み重ねが、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現へとつながっていきます。

この「障害者差別解消法」では、障害のある人に「合理的配慮」を行うことなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

この法律を進めることで、障害のある人となない人が実際に接し、関わり合う機会が増えると思います。こうした機会を通じ、障害のある人となない人が、お互いに理解し合っていくことが、「共生社会」の実現にとって大きな意味をもちます。

このリーフレットを通じて、ひとりでも多くの方に、新しい一歩を踏み出していただくことを願っています。



障害のある人から、「自分で書き込むのが難しいので代わりに書いてほしい」と伝えられたとき、代わりに書くことに問題がない書類の場合は、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書く。

意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う。



段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。



合理的配慮の事例が内閣府のホームページにあります。

合理的配慮サーチ

けんさく 検索

合理的配慮サーチでは、障害の種別や生活の場面から事例をさがすことができます。

今後、さらに具体例を収集・蓄積し、内容を充実させていきます。

合理的配慮が 求められています！

合理的配慮は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）が求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

たとえば、従業員が少ないお店で混雑しているときに、「車いすを押して店内を案内してほしい」と伝えられた場合に、話し合ったうえで、負担が重すぎない範囲で、別の方法をさがすなどが考えられます。その内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

合理的配慮の具体例



障害のある人の
障害特性に応じて、
座席を決める。

障害者差別解消法では 何が求められるのですか？

「不当な差別的取扱い」の禁止

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

「合理的配慮」の提供

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき（※）に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）を求めています。

※ 言語（手話を含む）、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。

対象となる「障害者」は？

この法律に書いてある「障害者」とは、障害者手帳も持っている人のことではありません。身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれます）、その他の心や体のはたらきに障害（難病に起因する障害も含まれます）がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です（障害児も含まれます）。

対象となる「事業者」は？

この法律に書いてある「事業者」とは、会社やお店はもちろんのこと、同じサービスなどをくりかえし継続する意思をもって行う人たちのいい、ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

ふとうさべつてきとりあつか 不当な差別的取扱いは きんし 禁止されています！

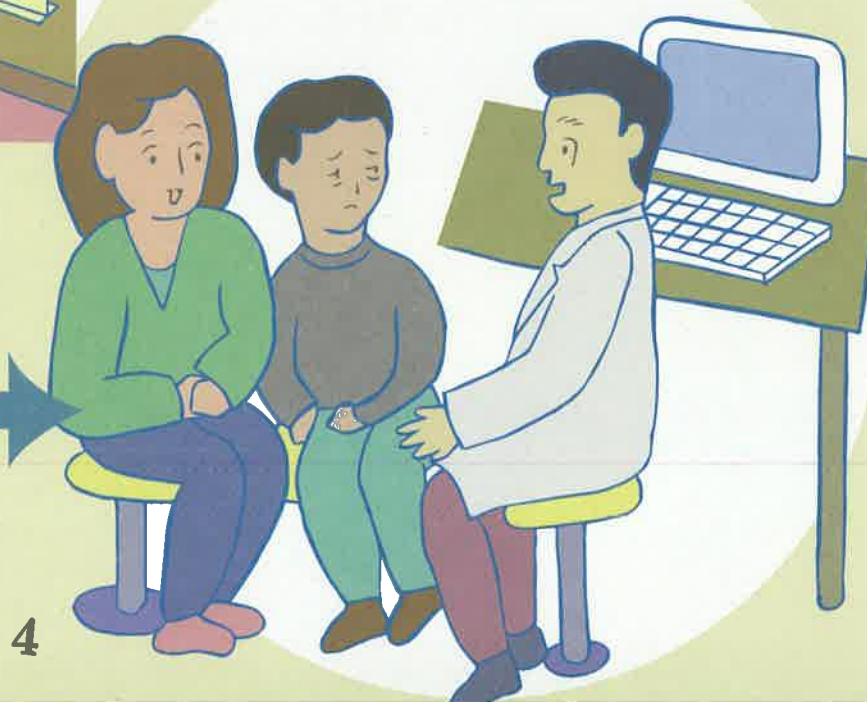
しょうがい ひと たい せいとう りゆう しょうがい りゆう ていきょう きょひ
障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否
することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない
ひと しょうけん はんたん ばあい しょうがい ひと りゆう せつめい りかい え
人にはつけない条件をつけることなどが禁止されます。
正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得る
よう努めることが大切です。

ふとうさべつてきとりあつか ぐたいれい 〈不当な差別的取扱いの具体例〉



うけつけ たいおう きょひ
受付の対応を拒否する。

ほんにん むし
本人を無視して
かいじょしゃ しえんしゃ
介助者や支援者、
つきそ ひと
付き添いの人だけに
はな
話しかける。



4

がっこう じゅけん にゅうがく きょひ
学校の受験や、入学を拒否する。



しょうがいしゃ む ぶっけん
障害者向け物件はないと
い たいおう
言って対応しない。

ほごしゃ かいじょしゃ
保護者や介助者が
いっしょ
一緒にいないと
みせ い
お店に入れない。



5